



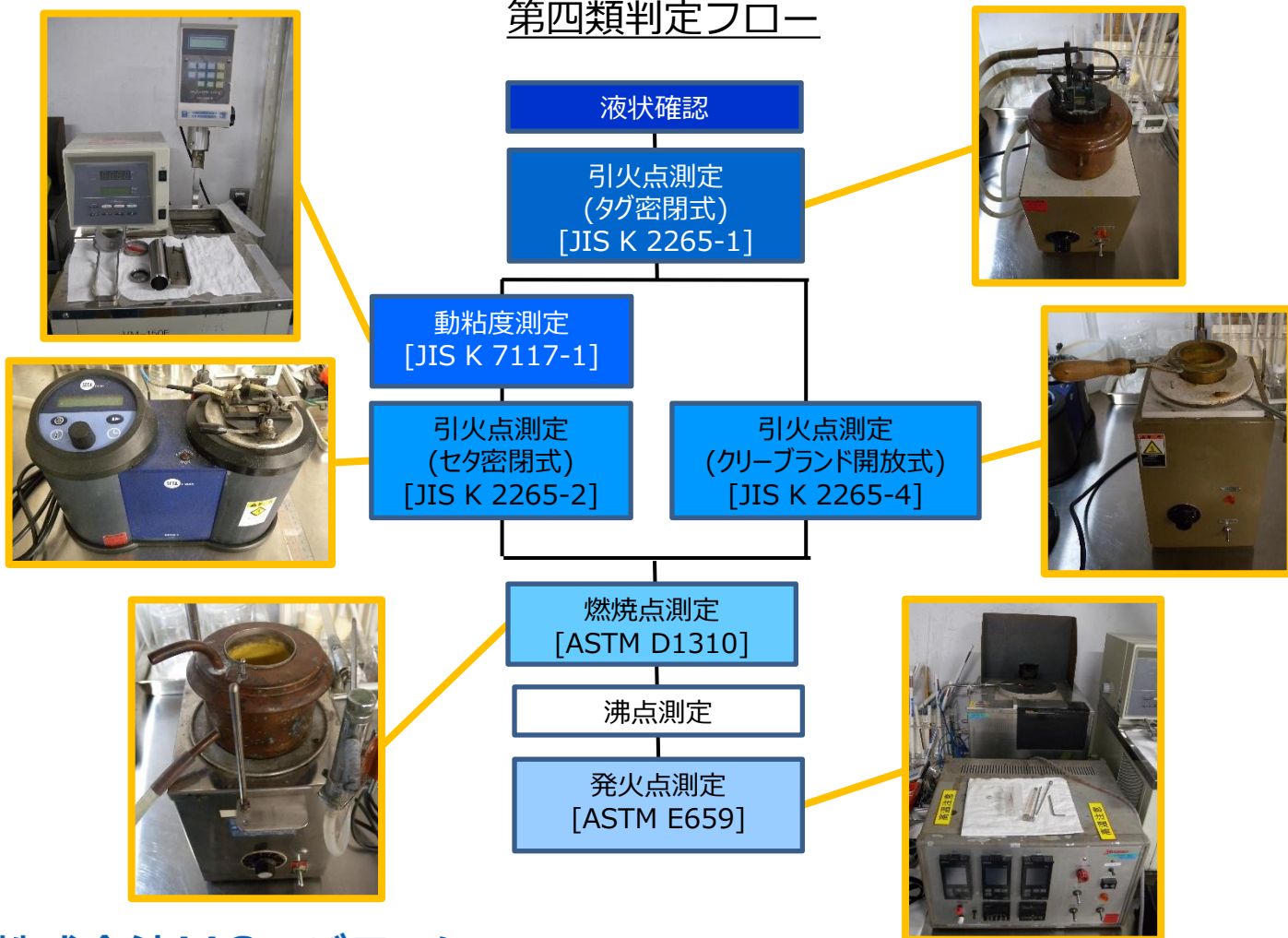
◆危険物判定試験（第四類、第二類判定試験）

【試験概要】

消防法で定める危険物を含有する製品を取り扱う際、化管法SDS制度に従い、危険性等の情報提供が義務付けられており、政令で定める危険物判定試験を実施し、使用原料や製品の危険性等を明確にする必要があります。

当社では、第四類、第二類の危険物判定試験に対応可能です。ぜひお問い合わせください。

第四類判定フロー



株式会社MCエバテック

分析事業部 営業部 ☎ : 06-6416-5200 FAX: 06-6416-5311

お問い合わせ ✉ <https://www.mcet.co.jp/contact/analysis/>